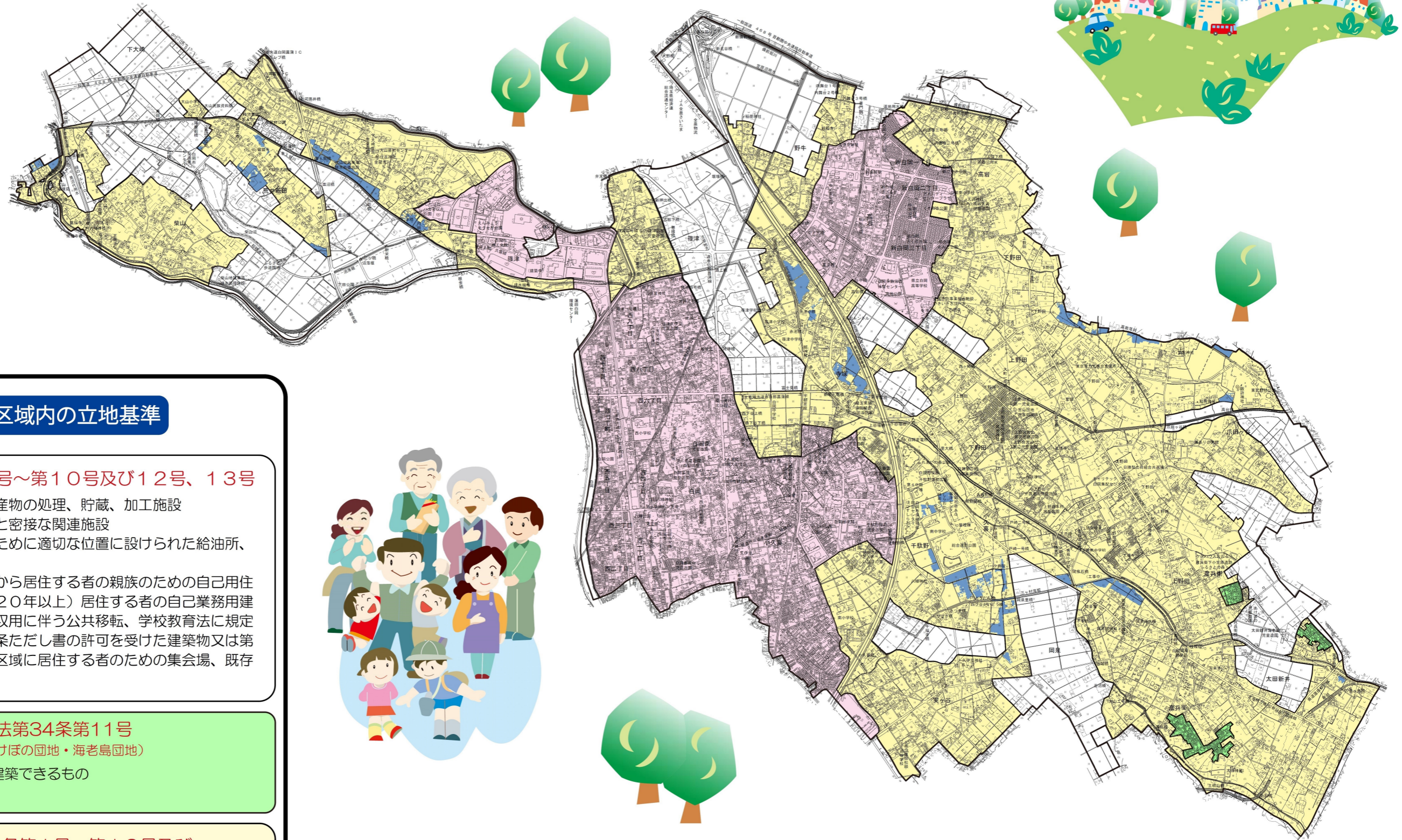


都市計画法第34条第11号・第12号区域図及び令第36条第1項第3号ハ区域図



市街化調整区域内の立地基準

都市計画法第34条第2号～第10号及び12号、13号

- ・農林漁業用の施設又は農林水産物の処理、貯蔵、加工施設
- ・市街化調整区域内の既存工場と密接な関連施設
- ・道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられた給油所、ドライブイン等の施設
- ・市街化調整区域に線引き日前から居住する者の親族のための自己用住宅、市街化調整区域に長期（20年以上）居住する者の自己業務用建築物、埼玉県内における土地収用に伴う公共移転、学校教育法に規定する大学、建築基準法第51条ただし書の許可を受けた建築物又は第1種特定工作物、市街化調整区域に居住する者のための集会場、既存建築物の敷地拡張 など

都市計画法第34条第11号

（東伸団地・あけぼの団地・海老島団地）

- ・第2種低層住居専用地域内に建築できるもの
- ・建築物の高さは、10m以下

都市計画法第34条第1号・第12号及び令第36条第1項第3号ハ

（既存の集落区域を条件とする基準）

- ・日常生活に必要な物品の販売、加工、修理を営む店舗等の施設（小規模店舗、自動車修理工場など）、診療所など
- ・線引き前所有地における自己用住宅
- ・市街化調整区域に長期（20年以上）居住する者の親族のための自己用住宅
- ・既存建築物の用途の変更等（建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、「やむを得ない事情」がある場合） など



開発行為に必要な技術的基準

- ・敷地面積基準（最低敷地面積300㎡）
- ・道路基準
- ・排水基準
- ・緑地基準（3,000㎡以上の場合）
- ・雨水基準
- ・消防水利基準 など

地図の凡例

市街化区域	既存の集落区域(第12号)
市街化調整区域	既存住宅団地(第11号)
	既存の集落区域外
既存の集落区域（第12号）内で浸水想定深が3m以上となる範囲*のうち、開発許可申請の際に、浸水想定深が3m未満となるよう盛土が必要となる範囲	

*令和4年3月のハザードマップによります。詳細は白岡市安心安全課に確認して下さい。

問合せ先 白岡市建築課 開発指導担当
0480-92-1111(内線232・233)